

平成30年度 第3回 吹田市政策会議概要(案件2)

日 時：平成30年7月24日（火）午前9時50分から午前10時25分まで

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

構成員：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、稲田行政経営部長、
中嶋環境部長、松本土木部長、竹嶋下水道部長

所 管：【都市計画部（都市計画室、住宅政策室）】

乾部長、上野理事、船木次長、木村室長、菅参事

関連部局：【税務部】小林部長、江原次長

【市民部】高田部長

案 件	（2）大阪府北部地震にかかる一部損壊住宅修繕支援制度について
担当及び関連部局	都市計画部（住宅政策室）税務部（資産税課）、市民部（市民課）
<p>【案件概要】</p> <p>災害救助法で公的支援の対象外となっている「一部損壊（以上）」の住宅について、修繕費の一部として支援金を支給するものです。</p> <p>大阪府北部地震において、「一部損壊（以上）」と判定された住宅（7月18日現在1,857件）について、一定の条件のもと、支援金を支給します。他市状況を勘案の上、支援金については修繕費50万円以上の場合5万円、30万円以上50万円未満の場合3万円とし、所得要件は設けないものです。</p>	
<p>【所管部の考え方】</p> <p>地震等による被害が「一部損壊」の場合、災害救助法による補助金や義援金の配分の対象外となるため、安心して市民生活を送っていただけるよう、修繕費のうち一定額を支援金として支給するものです。</p>	
<p>【質疑概要】</p> <p>質問： 所得制限の有無や共同住宅を対象とするかについては、他市と比較してどうか。</p> <p>回答： 共同住宅の扱いは、専有部分のみを対象にしている市はあるが、共有部分まで対象にしている市はない。しかし、各市の住宅事情は異なる上に、詳細は未定である。ただ、趣旨の同じ制度なので、お互い情報提供しながら、内容が突出しないようにしていきたいと思っている。</p> <p>また、所得制限は設けない市がほとんどと聞いている。</p> <p>質問： 罹災証明の発行状況から、2,000件の申請を想定しているとあるが、一部損壊の認定を受けている集合住宅の住戸を合わせると、合計7,000件の申請があるということか。</p> <p>また、事業期間はどれくらいで考えているのか。</p>	

回答： 2,000件に集合住宅の共有部分での申請を考慮して7,000件がプラスされ、9,000件と見込んでいる。ただ、このうちどれだけが対象になるかは、実際に申請受付を始めてみないと分からない。

まずは、今年度中の事業として考えている。しかし、修繕の見積が取れないため申請できないという事情も想定されるため、延長するかは状況を見て判断したい。

質問： この制度について一番に周知しないといけないのは、罹災証明を受けた市民である。市報やホームページで周知することとは別に、直接的に周知すべきではないか。

回答： 税務部から罹災証明の発行者に対して個別に通知をする予定である。

意見： 今回の制度は支援金である。申請状況も見て、必要があれば次年度の対応を考えてほしい。

【結果】

本案件は承認された。今回の会議で出された意見を踏まえて、早急に手続を進めること。